

## 基本手当の減額制度(内職減額)

失業期間中、すなわち労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある間に自己の労働によって収入を得ている場合、その収入を考慮しないで基本手当の全額を支給することは適当でないので、その収入額が一定限度を超えるときは基本手当の減額を行うもの。

受給資格者が自己の労働によって得た収入の全額を基本手当から控除することは一般的な労働意欲を減退させる結果ともなるので、一定額の収入については受給資格者の収入として認めている。

具体的な減額方法は次のとおり。

①基本手当日額＋収入－1,342円(※) ≤ 賃金日額の80%

→基本手当を全額支給

②基本手当日額＋収入－1,342円 > 賃金日額の80%  
(③を除く。)

→基本手当を減額支給し、  
基本手当日額＋収入＝賃金日額の80%＋1,342円とする。

③収入－1,342円 > 賃金日額の80%

→基本手当不支給。

(※の額は毎年賃金スライドにより改定される。)

